

令和9年度地域公共交通確保維持事業費補助金
(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) 認定申請書

資料5

様式第1-1 (日本産業規格A列4番)

野 都 第 号
令和8年5月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 野洲市地域公共交通会議
住 所 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
代表者氏名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

6.3 数値目標



本計画でめざすとともに、進捗を管理するための指標と目標は、次のように設定します。

表 本計画の数値指標と目標値（令和10(2028)年度）の考え方

指標	目標値の考え方	計測方法	備考
利用者数（JR）			
JR 野洲駅 （乗降人員）	<p>コロナ禍前水準に戻すとともに、県立高専新設や駅南口周辺整備等による確実な定住人口増加、ひいては利用者増加につなげる （第2次野洲市総合計画との整合を図る）</p>	<p>県統計年鑑、JR西日本資料（乗車人員×2）</p>	<p>コロナ禍前と比較して減便となっているが、便あたり利用者数をコロナ禍前より増加させる</p>
<p>(年度) 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 目標</p>			
利用者数（バス）			
路線バス ：近江鉄道	<p>野洲市民や野洲市内の施設において特に重要な役割を果たす路線について、コロナ禍前の水準への回復を図る</p>	<p>事業者資料</p>	<p>（服部線、小浜線、）吉川線、永原循環線、野洲村田線、野洲アウトレット線</p>
<p>(千人/年度)</p> <p>(年度) 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 目標</p>			
路線バス ：滋賀バス	<p>野洲市民等の移動で特に重要な役割を果たす路線について、コロナ禍前の水準への回復を図る</p>	<p>事業者資料</p>	<p>湖南野洲線（令和5(2023)年11月に減便となったが便あたり利用者数増加による維持を図る）</p>
<p>(千人/年度)</p> <p>(年度) 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 目標</p>			

表 本計画の数値指標と目標値（令和10(2028)年度）の考え方

指標	目標値の考え方	計測方法	備考																																																																																																												
コミュニティバス 「おのりやす」	利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、 コロナ禍後の利用者数増加率の維持を図る	野洲市資料																																																																																																													
<p>(千人/年度)</p> <table border="1"> <caption>コミュニティバス利用者数 (千人/年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>あやめ</th> <th>安治</th> <th>祇王・中里</th> <th>篠原</th> <th>三上</th> <th>希望が丘</th> <th>中央循環</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>17</td><td>7</td><td>7</td><td>54</td></tr> <tr><td>2014</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>17</td><td>7</td><td>7</td><td>54</td></tr> <tr><td>2015</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>17</td><td>7</td><td>7</td><td>53</td></tr> <tr><td>2016</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>16</td><td>7</td><td>7</td><td>52</td></tr> <tr><td>2017</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>16</td><td>7</td><td>7</td><td>50</td></tr> <tr><td>2018</td><td>10</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>17</td><td>7</td><td>7</td><td>52</td></tr> <tr><td>2019</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>9</td><td>7</td><td>9</td><td>56</td></tr> <tr><td>2020</td><td>6</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>45</td></tr> <tr><td>2021</td><td>7</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>9</td><td>7</td><td>9</td><td>54</td></tr> <tr><td>2022</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>10</td><td>7</td><td>13</td><td>66</td></tr> <tr><td>目標</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>10</td><td>7</td><td>13</td><td>66</td></tr> </tbody> </table>				年度	あやめ	安治	祇王・中里	篠原	三上	希望が丘	中央循環	合計	2013	10	5	7	6	17	7	7	54	2014	10	5	7	6	17	7	7	54	2015	10	5	7	6	17	7	7	53	2016	10	5	7	6	16	7	7	52	2017	10	5	7	6	16	7	7	50	2018	10	5	7	6	17	7	7	52	2019	8	5	7	6	9	7	9	56	2020	6	5	7	6	8	7	7	45	2021	7	5	7	6	9	7	9	54	2022	8	5	7	6	10	7	13	66	目標	8	5	7	6	10	7	13	66
年度	あやめ	安治	祇王・中里	篠原	三上	希望が丘	中央循環	合計																																																																																																							
2013	10	5	7	6	17	7	7	54																																																																																																							
2014	10	5	7	6	17	7	7	54																																																																																																							
2015	10	5	7	6	17	7	7	53																																																																																																							
2016	10	5	7	6	16	7	7	52																																																																																																							
2017	10	5	7	6	16	7	7	50																																																																																																							
2018	10	5	7	6	17	7	7	52																																																																																																							
2019	8	5	7	6	9	7	9	56																																																																																																							
2020	6	5	7	6	8	7	7	45																																																																																																							
2021	7	5	7	6	9	7	9	54																																																																																																							
2022	8	5	7	6	10	7	13	66																																																																																																							
目標	8	5	7	6	10	7	13	66																																																																																																							
<p>収支率</p>																																																																																																															
路線バス (行政が運行経費を 支援する路線)	吉川線は、利用者減少、物価高騰という厳しい 環境にあるが、コロナ禍前の水準への回復を図る 服部線は、令和4(2022)年度実績より上回るこ ととする(路線の大部分が位置する守山市にお ける地域公共交通計画との整合を図る)	事業者資料	服部線、吉川線																																																																																																												
<p>(%)</p> <table border="1"> <caption>路線バス収支率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>吉川線</th> <th>服部線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>48</td><td>48</td></tr> <tr><td>2014</td><td>48</td><td>48</td></tr> <tr><td>2015</td><td>46</td><td>46</td></tr> <tr><td>2016</td><td>49</td><td>49</td></tr> <tr><td>2017</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>2018</td><td>57</td><td>57</td></tr> <tr><td>2019</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33</td><td>33</td></tr> <tr><td>2021</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>2022</td><td>34</td><td>41.0</td></tr> <tr><td>目標</td><td>34</td><td>41.0</td></tr> </tbody> </table>				年度	吉川線	服部線	2013	48	48	2014	48	48	2015	46	46	2016	49	49	2017	50	50	2018	57	57	2019	55	55	2020	33	33	2021	35	35	2022	34	41.0	目標	34	41.0																																																																								
年度	吉川線	服部線																																																																																																													
2013	48	48																																																																																																													
2014	48	48																																																																																																													
2015	46	46																																																																																																													
2016	49	49																																																																																																													
2017	50	50																																																																																																													
2018	57	57																																																																																																													
2019	55	55																																																																																																													
2020	33	33																																																																																																													
2021	35	35																																																																																																													
2022	34	41.0																																																																																																													
目標	34	41.0																																																																																																													
コミュニティバス 「おのりやす」	物価高騰等の厳しい環境にあるが、 コロナ禍前の水準への回復を図る	市資料	系統別の算出が困難であ ることから一体的に設定																																																																																																												
<p>(%)</p> <table border="1"> <caption>コミュニティバス収支率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収支率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>25.4</td></tr> <tr><td>2014</td><td>22.7</td></tr> <tr><td>2015</td><td>23.1</td></tr> <tr><td>2016</td><td>20.9</td></tr> <tr><td>2017</td><td>19.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>18.4</td></tr> <tr><td>2019</td><td>12.8</td></tr> <tr><td>2020</td><td>13.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>15.4</td></tr> <tr><td>2022</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>目標</td><td>12.8</td></tr> </tbody> </table>				年度	収支率	2013	25.4	2014	22.7	2015	23.1	2016	20.9	2017	19.4	2018	18.4	2019	12.8	2020	13.7	2021	15.4	2022	13.5	目標	12.8																																																																																				
年度	収支率																																																																																																														
2013	25.4																																																																																																														
2014	22.7																																																																																																														
2015	23.1																																																																																																														
2016	20.9																																																																																																														
2017	19.4																																																																																																														
2018	18.4																																																																																																														
2019	12.8																																																																																																														
2020	13.7																																																																																																														
2021	15.4																																																																																																														
2022	13.5																																																																																																														
目標	12.8																																																																																																														
<p>野洲市負担額</p>																																																																																																															
路線バス (行政が運行経費を 支援する路線)	野洲市における地域内フィーダー補助上限額 のおおむね 1/2 を確保する (令和5年度は補助額 818,000 円)	市資料	野洲市の補助上限額は 令和6年度で約300万円、 令和7年度で約500万円																																																																																																												
コミュニティバス 「おのりやす」	運行経費については、無制限な財政支出抑制や 一定の需要確保の観点から一般財源からの充 当率を90%以下とし、長期的に持続可能な運 行をめざす	市資料	一般財源からの充当以外 の財源は、運賃や国・県等 からの補助金等とする																																																																																																												

※「利用者数、収支率、行政負担額」は、地域公共交通活性化再生法が設定を求める内容

地域公共交通確保維持事業により確保・維持をめざすバス路線

表 「地域公共交通確保維持事業」による維持確保をめざす系統の概要

	地域間幹線系統	地域内フィーダー系統
位置付け	地域軸	補助地域軸
路線	近江鉄道 服部線	近江鉄道 吉川線
役割	野洲市と近隣市の拠点間を広域的に連絡する、地域の動脈。 通勤、通学を中心に、日常生活の移動を担う。	主として野洲市内の拠点間を連絡する、地域の動脈。 通勤、通学、通院、買物等の移動を担う。
	〔6.2 地域公共交通の将来ネットワーク〕のとおり	
地域公共交通確保維持事業の必要性	野洲市内の拠点と守山市の拠点（JR 琵琶湖線守山駅周辺）間を連絡しており、広域的な移動の幹の役割を担っている。 今後も継続した運行が必要な一方で、交通事業者、野洲市、守山市の運営努力のみでは路線維持が難しく、当該事業による運行の維持・確保の必要がある。	都市圏軸（JR 琵琶湖線）や地域軸（路線バス）に対する支線として運行し、市内の拠点間を連絡しており、広域的な移動の幹の役割を補佐している。 今後も継続した運行が必要な一方で、交通事業者、野洲市の運営努力のみでは路線維持が難しく、当該事業による運行の維持・確保の必要がある。
目標・効果	〔6.3 数値目標〕のとおり	
事業概要		
実施主体	近江鉄道株式会社	
運行態様	路線定期運行（決まった時刻表とルートに基づき、停留所間を運行）	
事業区分	道路運送法 第4条 一般乗合旅客自動車運送事業	
車両	大型バス、中型バス	
運行日	毎日	平日
補助事業		
国庫	地域間幹線系統	地域内フィーダー系統
自治体	—	野洲市

表 「地域公共交通確保維持事業」による維持確保をめざす系統の概要

実施主体	名称	経路			キロ程 (往路/復路)	運行回数 (平日)
		起点	経由	終点		
	地域軸	〔地域間幹線系統〕				
近江鉄道	服部線	JR 守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	12.2	3
			野洲川歴史公園サッカー場		12.4	2.5
	補助地域軸	〔地域内フィーダー系統〕				
近江鉄道	吉川線	JR 野洲駅北口	西河原五丁目	あやめ浜	10.5	1
			西河原五丁目 吉地 錦の里(イオンタウン野洲)	JR 野洲駅北口	12.3	5

※運行回数は往復で1回（循環系統は1循環で1回）

令和8年5月19日

(名称) 野洲市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>野洲市は、JR東海道本線（琵琶湖線）が運行しており、JR野洲駅、隣接する近江八幡市の篠原駅が立地している。野洲駅から京都駅まで約26分、大阪駅まで約55分と利便性が高い。野洲駅を軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。また、野洲市から守山市に向かう幹線及び野洲市から湖南市、近江八幡市、竜王町に向かう路線が運行している。</p> <p>しかしながら、車社会の進展とともに、自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支の悪化による減便やこれに対応する行政における負担の増加等、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>そこで本市では、必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまちを基本方針として「第2次野洲市総合計画」を令和3年4月に策定した。令和6年3月に改訂した「野洲市立地適正化計画」では、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、乗り継ぎが不十分である補助対象地域間幹線系統「服部線」と市内路線「吉川線」を「錦の里」で接続し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>「服部線」の収支率を41%以上（令和6年度実績47.2%）とする。 （野洲市地域公共交通計画 P86 参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>「服部線」を維持することにより、野洲市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>転入者に対し、市内路線バスリーフレットまたは民間路線バスのホームページにアクセス可能なQRコードを配布する。（野洲市） （野洲市地域公共交通計画 P94 参照）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標により評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表4のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
新型ノンステップ車両を購入し、修繕費及び動力費の削減、バリアフリー化の推進により利便性向上・需要喚起を図る。

(2) 事業の効果
<p>新たに車両を取得することにより、地域間幹線バスシステムの維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。</p> <p>併せて、修繕費や動力費の削減を行うことで収支改善に結びつけることが期待できる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>表6及び表7のとおり</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>令和8年5月19日（令和8年度第1回野洲市地域公共交通会議） 事業内容について協議</p>

19. 利用者等の意見の反映状況

野洲市地域公共交通会議の構成員に、住民または利用者の代表として「野洲市自治連合会」「野洲市老人クラブ連合会」「ママサポートやす」「野洲市商工会」「野洲工業会」の各種団体の代表者が含まれている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

(所 属) 都市建設部都市政策課

(氏 名) 森岡 恵都

(電 話) 077-587-6324

(e-mail) tosi@city.yasu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

事業者名	
運行計画担当部門 (担当者役職・氏名)	印
補助金担当部門 (担当者役職・氏名)	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

運行系統		年間輸送実績							経常収益				平均乗車密度算定			備考
		運行回数 (回)	キロ程 (km)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 入 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	運賃改定前・適用 の平均乗車密度×日数 + 運賃改定後・適用 の平均乗車密度×日数 総適用日数	平均乗車 密度 (B) (円)	平均 費率 (F) (円)	輸送量 (A)×(G)	
申請 番号	9 服部線	10.9	6.8	111,395	4.13	460,061.3	16,479,880	60,706.6	527,652	584,992	17,592,524	80,397/1.1×365 365	73.08	3.7	25.1	無
合計		10.9	6.8	111,395		460,061.3	16,479,880		527,652	584,992	17,592,524					有・無

(記載要領)

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあつては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があつた場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかつた日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は (B) ÷ (C) ÷ (F) と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があつた場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかつた期間があつた場合又は運賃改定があつた場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和9年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
野洲市	近江鉄道株式会社	(1) 服 部 線	864.5		
合計			864		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和10年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
野洲市	近江鉄道株式会社	(1) 服 部 線	859.0		
合計			859		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和11年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
野洲市	近江鉄道株式会社	(1) 服 部 線	854.0		
合計			854		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 近江鉄道株式会社

1. 申請事業者の概要

		集合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の増益状況	営業収益 2,493,298 千円 営業費用 2,610,888 千円 営業外増益 △ 117,589 千円	千円	経常収益(イ) 42,076 千円 経常費用(ロ) 6,254 千円 経常増益 △ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km		経常収支率 96.88 %

		集合バス事業	
基準期間の前年度の 増益状況	営業収益 2,382,428 千円 営業費用 2,542,988 千円 営業外増益 △ 160,560 千円	千円	経常収益(イ) 63,621 千円 経常費用(ロ) 3,134 千円 経常増益 △ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,389.0 km		経常収支率 96.07%

		集合バス事業	
基準期間の前々年度の 増益状況	営業収益 2,288,074 千円 営業費用 2,391,731 千円 営業外増益 △ 103,657 千円	千円	経常収益(イ) 75,791 千円 経常費用(ロ) 2,421 千円 経常増益 △ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km		経常収支率 98.73%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×c
北近畿	518円、28銭	559円、41銭	596円、99銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の ニ-ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	568円、22銭	446円、82銭	446円、82銭	111円、40銭	578円、38銭

3. 旅客運賃の上乗率更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 合フ	改定率 コ
北近畿	令和 7年 1月 24日	基準期間の 当年度	1	15.40%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特別措置	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地産公共交通高規格事業を要する区域におけるキロ程の比率	系統キロ程と地域公共交通高規格事業を要する区域におけるキロ程の比率	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック希望乗入れ乗入部分のキロ程	他路線との競合他線に併走するキロ程	他路線との競合他線に併走するキロ程	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック希望乗入れ乗入部分の競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス)÷マ)×チニ
			運行系統名	運行系統											
	9	無	起点	終点	①=カッコ内	3.7	①×②=③	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿			守山駅	服部(伊22)野(美)	2017/6(6.8)	365		往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	19.266%
守山市			守山駅	服部(伊22)野(美)	2017/6(6.8)	365		往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	80.733%
合計			系統												

補助プロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費の限度額	補助対象経費の限度額	補助対象経費の限度額	3か年平均		標準期間の前々年度			標準期間			補助対象経費の限度額			
						補助金交付率(注)1	補助金交付率(注)2	経常収益	乗車走行キロ	補助対象経費の限度額	乗車走行キロ	経常収益	乗車走行キロ		補助対象経費の限度額		
北近畿	9		60706.6	27,124,920円	225円/15銭	12円/82銭	237円/97銭	16,674,678円	71,077,866円	220円/52銭	17,168,069円	83,347,566円	204円/99銭	17,592,524円	6,000,266円	288円/40銭	15,688,090円
野洲市			11695.7	5,225,880円	225円/15銭	12円/82銭	237円/97銭	3,010,868円	13,693,866円	220円/52銭	3,307,898円	16,134,866円	204円/99銭	3,389,376円	11,732,266円	288円/40銭	2,634,289円
守山市			48010.87	21,899,037円	225円/15銭	12円/82銭	237円/97銭	12,854,289円	57,353,866円	220円/52銭	13,860,468円	67,612,766円	204円/99銭	14,231,148円	49,347,666円	288円/40銭	11,034,797円
合計																	

補助プロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費の限度額	補助対象経費の限度額	補助対象経費の限度額	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地産公共交通高規格事業を要する区域におけるキロ程の比率	系統キロ程と地域公共交通高規格事業を要する区域におけるキロ程の比率	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック希望乗入れ乗入部分のキロ程	他路線との競合他線に併走するキロ程	他路線との競合他線に併走するキロ程	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック希望乗入れ乗入部分の競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス)÷マ)×チニ
北近畿	9		13,456,833円	12,206,215円	12,206,215円	8.975	12,206,215	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%
野洲市			2,592,593円	2,351,648円	2,351,648円	8.645	2,351,648	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%
守山市			10,864,240円	9,854,567円	9,854,566円	3.6230	9,854,566	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%
合計															

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 近江鉄道株式会社

1. 申請事業者の概要

		集合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	営業収益 2,493,298 千円 営業費用 2,610,888 千円 営業外損益 △ 117,589 千円	千円	経常収益(イ) 42,076 千円 経常費用(ロ) 6,254 千円 経常損益 △ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km		経常収支率 96.88 %

		集合バス事業	
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益 2,382,428 千円 営業費用 2,542,988 千円 営業外損益 △ 160,560 千円	千円	経常収益(イ) 63,621 千円 経常費用(ロ) 3,134 千円 経常損益 △ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,389.0 km		経常収支率 96.07%

		集合バス事業	
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益 2,288,074 千円 営業費用 2,391,731 千円 営業外損益 △ 103,657 千円	千円	経常収益(イ) 75,791 千円 経常費用(ロ) 2,421 千円 経常損益 △ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km		経常収支率 98.73%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×c
北近畿	518円、28銭	559円、41銭	590円、99銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ×ホのいずれか少ない額	キロ当たり経常費用の ニ×ホ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	568円、22銭	446円、82銭	446円、82銭	111円、40銭	578円、38銭

3. 旅客運賃の上乗率更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合	改定率 コ
北近畿	令和 7年 1月 24日	基準期間の前年度	0.66666667	15.40%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 近江鉄道株式会社

1. 申請事業者の概要

		集合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	営業収益 2,493,298 千円 営業費用 2,610,888 千円 営業外損益 △ 117,589 千円	千円	経常収益(イ) 42,076 千円 経常費用(ロ) 6,254 千円 経常損益 △ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km		経常収支率 96.88 %

		集合バス事業	
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益 2,382,428 千円 営業費用 2,542,988 千円 営業外損益 △ 160,560 千円	千円	経常収益(イ) 63,621 千円 経常費用(ロ) 3,134 千円 経常損益 △ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km		経常収支率 96.07%

		集合バス事業	
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益 2,288,074 千円 営業費用 2,391,731 千円 営業外損益 △ 103,657 千円	千円	経常収益(イ) 75,791 千円 経常費用(ロ) 2,421 千円 経常損益 △ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km		経常収支率 98.73%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×c
北近畿	518円、28銭	559円、41銭	596円、99銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ×ホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常費用の ニ×ホ×ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ×ト
北近畿	568円、22銭	446円、82銭	446円、82銭	111円、40銭	578円、38銭

3. 旅客運賃の上乗率更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合	改定率 コ
北近畿	令和7年1月24日	基準期間の前々年度 令和7年1月24日 令和7年1月24日	0.333333333 /3 /3	15.40% % %

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特別措置	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地産公共交通高規格事業を要する区域におけるキロ程	系統キロ程と地産公共交通高規格事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助プロック外乗入部分のキロ程	同一補助プロック希望乗入れ部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック希望乗入れ部分のキロ程の競合部分に占めるキロ程の比率
			運行系統名	運行系統											
			起点	終点											
			主な経由地												
9		無	守山駅	服部	2625回 (6.9)	3.7	25.5人	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	100%
北近畿		無	守山駅	服部	2625回 (6.9)	3.7	25.5人	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	19.266%
守山市		無	守山駅	服部	2625回 (6.9)	3.7	25.5人	往 10.9km 復 10.9km (平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	80.733%
合計															

補助プロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費の発生額	計画乗車走行キロ	3か年平均	標準期間の前々年度			標準期間			補助対象経費の発生額		
						経常収益	乗車走行キロ	補助対象経費の発生額	経常収益	乗車走行キロ	補助対象経費の発生額			
9		100%	60653.4	. km	237円.97銭	16,674,670円	71,077,666円	220円.52銭	83,347,566円	204円.99銭	17,592,524円	6,000,266円	288円.40銭	14,221,439円
北近畿		19.266%	11724.0	. km	237円.97銭	3,016,868円	13,693,866円	220円.52銭	16,134,466円	204円.99銭	3,389,370円	11,732,266円	288円.40銭	2,739,903円
守山市		80.733%	49129.38	. km	237円.97銭	12,657,802円	57,383,800円	220円.52銭	67,213,100円	204円.99銭	14,203,149円	49,347,600円	288円.40銭	11,481,536円
合計														

補助プロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費の発生額	計画乗車走行キロ	3か年平均	補助対象経費	計画額	補助対象経費	計画額	補助対象経費	計画額	補助対象経費	計画額	補助対象経費	計画額
9		カーコエ	12,989,077円	12,235,732円	8,866,472円	8,866,472円	12,235,732円	8,866,472円	12,235,732円	8,866,472円	12,235,732円	8,866,472円	12,235,732円	8,866,472円	12,235,732円
北近畿		2,468,623円	2,357,336円	1,708,215円	1,708,215円	2,357,336円	2,357,336円	1,708,215円	2,357,336円	1,708,215円	2,357,336円	1,708,215円	2,357,336円	1,708,215円	2,357,336円
守山市		10,470,454円	9,878,396円	7,158,238円	7,158,238円	9,878,396円	9,878,396円	7,158,238円	9,878,396円	7,158,238円	9,878,396円	7,158,238円	9,878,396円	7,158,238円	9,878,396円
合計															

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
滋賀県	—	守山市	県立病院(総合病院、小児保健医療センター)や複数の高等学校等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

別表5 (別表1・3関連)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (広域行政圏の中心市町の一覧表)

※関係項目抜粋

近畿					中国					四国	
滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市	宮津市 峰山町 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町	豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市	桜井市 王寺町 大和高田市 五條市 天理市 橿原市	御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市	倉吉市 鳥取市 米子市	出雲市 益田市 松江市 浜田市 西郷町 大田市	津山市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町	三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 竹原市 福山市 府中市 三原市 東広島市 尾道市 因島市 広島市 大竹市 呉市 江田島町	宇部市 小野田市 美祿市 萩市 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市	池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市	観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市

表6 車両の取得計画の概要
(令和9年度)

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
滋賀県	近江鉄道株式会社	1台	144
(野洲市)	合計		144

(令和10年度)

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
滋賀県	近江鉄道株式会社	1台	86
(野洲市)	合計		86

(令和11年度)

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
滋賀県	近江鉄道株式会社	1台	52
(野洲市)	合計		52

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 近江鉄道株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、リース)
北近畿	第1号(9-1)	高麗線、日八線、御園線、神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ スロープ付 標準仕様	57		R8 . 10	現金
北近畿	第2号(9-2)	高麗線、日八線、御園線、神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ スロープ付 標準仕様	57		R8 . 10	現金
北近畿	第3号(9-3)	高麗線、日八線、御園線、神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ スロープ付 標準仕様	57		R8 . 10	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円)	本と償却額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法:1/20=5% 定額法:1/20=5%)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	対上のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7/20*12(月)*1/2	計画額(千円)	*残存価格(円)
	イ	ロ	ハ	ニ											
第1号(9-1)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
第2号(9-2)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
第3号(9-3)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
計	65,891,100	12,006,900		77,898,000	77,897,997	45,000,000	18,000,000		18,000,000	31,159,188	18,000,000		18,000 千円	9,000	27,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと25%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
1						円
A市						円
B市						円
2						円
A市						円
B市						円
計						千円

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	カ	ナ
	18,000	9,000
近江八幡市	2,517	1,257
竜王町	1,812	906
東近江市	11,383	5,691
日野町	2,288	1,146

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担	その他の者の負担割合
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(9-1)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396 円	56.7%
	近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429 円	
	竜王町	151,031円				592,747 円			
	東近江市	948,567円				3,722,559 円			
	日野町	190,684円				747,661 円			
第2号(9-2)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396 円	56.7%	
近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429 円		
竜王町	151,031円				592,747 円				
東近江市	948,567円				3,722,559 円				
日野町	190,684円				747,661 円				

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担	その他の者の負担割合
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(9-1)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396 円	56.7%
	近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429 円	
	竜王町	151,031円				592,747 円			
	東近江市	948,567円				3,722,559 円			
	日野町	190,684円				747,661 円			
合計		4,500,000円	%	円	%	円	%	17,659,188 円	%

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号	北近畿	第1号(8-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(6-2)	阪新線	第9号	第9号	北近畿	第2号(8-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(6-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第3号(8-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第4号(8-4)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第1号(9-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第2号(9-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第3号(9-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
		前年度2(2年目のみの)の額=イ 初年度への額=フ	(定率法)イ×0.4=エ (定額法)イ×0.2=エ	ウ	エ+ウ=ノ	オ	ク	キ	ク×キ×12(月)÷マ (最終年度)ウ×マ	マ×1/2=サ	ラ=マ×キ
第1号(6-1)	15,000,000	4,149,496	1,659,798		1,659,798	2,818,560	1,659,798	12	1,659,798	円	829.8
大津市	5,700,000	1,576,808	630,723		630,723	1,071,053	630,723	12	630,723	円	315.0
草津市	9,300,000	2,572,688	1,029,075		1,029,075	1,747,507	1,029,075	12	1,029,075	円	514.8
第2号(6-2)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,543,736	1,512,000	12	1,512,000	円	756.0
野洲市	2,850,000	718,200	287,280		287,280	483,310	287,280	12	287,280	円	144.0
守山市	12,150,000	3,061,800	1,224,720		1,224,720	2,060,426	1,224,720	12	1,224,720	円	612.0
第3号(6-3)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,293,752	1,512,000	12	1,512,000	円	756.0
近江八幡市	2,097,185	528,491	211,396		211,396	320,695	211,396	12	211,396	円	106.0
竜王町	1,510,309	380,598	152,239		152,239	230,952	152,239	12	152,239	円	76.0
東近江市	9,485,666	2,390,388	956,155		956,155	1,450,518	956,155	12	956,155	円	478.0
日野町	1,906,840	480,523	192,210		192,210	291,587	192,210	12	192,210	円	96.0
第1号(7-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,076,272	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	430,101	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	309,741	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	1,945,366	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	391,064	274,584	12	274,584	円	137.0
第2号(7-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,076,272	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	430,101	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	309,741	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	1,945,366	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	391,064	274,584	12	274,584	円	137.0
第1号(8-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0
第2号(8-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0
第3号(8-3)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0
第4号(8-4)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0
計	135,000,000	58,509,496	23,403,798		23,403,798	37,330,800	23,403,798		23,404	千円	11,702

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(%) 子	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ+7	ケ+サ
	23,404	11,702
大津市	631	315
草津市	1,029	515
野洲市	287	144
守山市	1,225	612
近江八幡市	2,829	1,416
竜王町	2,037	1,018
東近江市	12,794	6,396
日野町	2,572	1,286

【負担者とその負担割合】

補助 アソク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他公費		事業者自己負担		その他の費(注) 具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
本道	第1号(8-1)	414,900円	%	円	%	円	%	1,573,810	円	%
	大津市	157,481円	%	円	%	円	%	598,372	円	%
	草津市	257,269円	%	円	%	円	%	975,438	円	%
	第2号(8-2)	378,000円	%	円	%	円	%	1,409,736	円	%
	野洲市	71,820円	%	円	%	円	%	287,490	円	%
	守山市	306,180円	%	円	%	円	%	1,122,246	円	%
	第3号(8-3)	378,000円	%	円	%	円	%	1,159,752	円	%
	近江八幡市	92,849円	%	円	%	円	%	161,846	円	%
	竜王町	38,060円	%	円	%	円	%	116,892	円	%
	東近江市	239,039円	%	円	%	円	%	733,478	円	%
	日野町	48,052円	%	円	%	円	%	147,532	円	%
	第1号(7-1)	540,000円	%	円	%	円	%	3,881,322	円	%
近江八幡市	79,499円	%	円	%	円	%	203,602	円	%	
竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	146,370	円	%	
東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	920,882	円	%	
日野町	68,846円	%	円	%	円	%	310,468	円	%	
第2号(7-2)	540,000円	%	円	%	円	%	1,458,272	円	%	
近江八幡市	79,499円	%	円	%	円	%	203,602	円	%	
竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	146,370	円	%	
東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	920,882	円	%	
日野町	68,846円	%	円	%	円	%	185,418	円	%	

補助 アソク 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他公費		事業者自己負担		その他の費(注) 具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
本道	第1号(8-1)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,819円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第2号(8-2)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,819円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第3号(8-3)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,819円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第4号(8-4)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,819円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	合計		2,850,900円	%	円	%	円	%	19,903,101	円	%

3年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号	北近畿	第1号(8-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(6-2)	辰野線	第9号	第9号	北近畿	第2号(8-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(6-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第3号(8-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第4号(8-4)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第1号(9-1)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第2号(9-2)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第3号(9-3)	阿賀線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度(2年前目)の額× 初年度への額× $\frac{1}{2}$	普通償却限度額(円) (定率法) $\frac{1}{2} \times (A+B) \times \frac{1}{2}$ (定額法) $\frac{1}{2} \times B \times \frac{1}{2}$	特別償却額(円)	償却限度額(円) $A+U+V$	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) カ	償却期間(月) キ	補助対象経費 ク×キ×12(月)× $\frac{1}{2}$ (定率法)ウ×キ	計画額(千円) マ×1/2=ナ	*残存価格(円) ラ=マ×キ
第1号(6-1)	15,000,000	2,489,698	995,679		995,679	2,113,926	995,679	12	995,679	円	497.9
大津市	5,700,000	946,085	378,434		378,434	803,292	378,434	12	378,434	円	189.0
草津市	9,300,000	1,543,613	617,445		617,445	1,310,634	617,445	12	617,445	円	308.9
第2号(6-2)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,907,808	907,200	12	907,200	円	453.6
野洲市	2,850,000	430,920	172,368		172,368	362,484	172,368	12	172,368	円	86.2
守山市	12,150,000	1,837,080	734,832		734,832	1,545,324	734,832	12	734,832	円	367.6
第3号(6-3)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,720,313	907,200	12	907,200	円	453.6
近江八幡市	2,097,185	317,094	126,838		126,838	240,521	126,838	12	126,838	円	63.0
竜王町	1,510,309	228,359	91,344		91,344	173,214	91,344	12	91,344	円	46.0
東近江市	9,485,666	1,434,233	573,693		573,693	1,087,888	573,693	12	573,693	円	287.0
日野町	1,906,840	288,314	115,325		115,325	216,690	115,325	12	115,325	円	57.6
第1号(7-1)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,307,204	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	322,576	181,197	12	181,197	円	91.0
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	232,306	130,491	12	130,491	円	65.0
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	1,459,024	819,562	12	819,562	円	410.0
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	293,298	164,750	12	164,750	円	82.0
第2号(7-2)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,307,204	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	322,576	181,197	12	181,197	円	91.0
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	232,306	130,491	12	130,491	円	65.0
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	1,459,024	819,562	12	819,562	円	410.0
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	293,298	164,750	12	164,750	円	82.0
第1号(8-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,482	274,584		274,584	446,531	274,584	12	274,584	円	137.0
第2号(8-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,482	274,584		274,584	446,531	274,584	12	274,584	円	137.0
第3号(8-3)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,482	274,584		274,584	446,531	274,584	12	274,584	円	137.0
第4号(8-4)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0
日野町	1,906,840	686,482	274,584		274,584	446,531	274,584	12	274,584	円	137.0
第1号(9-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0
第2号(9-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0
第3号(9-3)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0
計	180,000,000	62,105,698	24,842,279		24,842,279	43,165,319	24,842,279		24,842	千円	12,421

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等/元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) エ	1と2.5%のうち低い方の率(%) カ	補助対象経費 フ	計画額(千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
1								円
A市								円
B市								円
2								円
A市								円
B市								円
計								千円

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ+7	計画額(千円) ケ+サ
	24,842	12,421
大津市	378	189
草津市	617	309
野洲市	172	86
守山市	735	368
近江八幡市	3,207	1,605
竜王町	2,310	1,155
東近江市	14,506	7,253
日野町	2,916	1,457

【負担者とその負担割合】

補助 プログラ ム名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他公費		事業者自己負担		その他の費(注) 具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号(8-1)	大津市	248,970円	%	円	%	円	%	1,367,056円	%	
		94,609円	%	円	%	円	%	519,684円	%	
		154,361円	%	円	%	円	%	847,373円	%	
		226,800円	%	円	%	円	%	1,227,408円	%	
		43,092円	%	円	%	円	%	233,292円	%	
		183,708円	%	円	%	円	%	994,016円	%	
		226,800円	%	円	%	円	%	1,039,913円	%	
		31,710円	%	円	%	円	%	149,812円	%	
		32,804円	%	円	%	円	%	104,378円	%	
		143,433円	%	円	%	円	%	657,465円	%	
第2号(8-2)	日野町	29,631円	%	円	%	円	%	132,259円	%	
		324,000円	%	円	%	円	%	1,335,204円	%	
		45,299円	%	円	%	円	%	186,277円	%	
		32,623円	%	円	%	円	%	134,693円	%	
		204,891円	%	円	%	円	%	844,134円	%	
		41,169円	%	円	%	円	%	170,111円	%	
		324,000円	%	円	%	円	%	1,333,204円	%	
		45,299円	%	円	%	円	%	186,277円	%	
		32,623円	%	円	%	円	%	134,693円	%	
		204,891円	%	円	%	円	%	844,134円	%	
第3号(8-3)	日野町	41,169円	%	円	%	円	%	170,111円	%	
		324,000円	%	円	%	円	%	1,333,204円	%	
		45,299円	%	円	%	円	%	186,277円	%	
		32,623円	%	円	%	円	%	134,693円	%	
		204,891円	%	円	%	円	%	844,134円	%	
		41,169円	%	円	%	円	%	170,111円	%	
		324,000円	%	円	%	円	%	1,333,204円	%	
		45,299円	%	円	%	円	%	186,277円	%	
		32,623円	%	円	%	円	%	134,693円	%	
		204,891円	%	円	%	円	%	844,134円	%	

補助 プログラ ム名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他公費		事業者自己負担		その他の費(注) 具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号(8-1)	近江八幡市	940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
		940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
第2号(8-2)	近江八幡市	940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
		940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
第3号(8-3)	近江八幡市	940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
		940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
第4号(8-4)	日野町	940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
		940,000円	%	円	%	円	%	1,908,336円	%	
		75,499円	%	円	%	円	%	266,806円	%	
		94,371円	%	円	%	円	%	191,888円	%	
		341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757円	%	
		68,646円	%	円	%	円	%	242,885円	%	
合計		3,510,570円	%	円	%	円	%	13,938,129円	%	

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度				当該年度	前年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号	北近畿	第1号(8-1)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(6-2)	辰野線	第9号	第9号	北近畿	第2号(8-2)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(6-3)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第1号(8-3)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第2号(8-4)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第1号(9-1)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第2号(9-2)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
					北近畿	第3号(9-3)	阿蘇線、日八線、御園線 神崎線、八幡アクトレイト線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ト	残存価額(円) 前年度末(2年目のみ)の額=ト	普通償却限度額(円) 定率法(ト×0.3)=ト 定額法(ト×0.3)=ト	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ+ノ	事業者償却額(円) オ	ノ以外のうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) キ	補助対象経費 ク×キ×12(月)÷マ (概算年額)ク×マ	計画額(千円) マ×1/2+ナ	*残存価額(円) ラ+マ	
												イ
第1号(6-1)	15,000,000	1,493,819	597,527		597,527	2,113,826	597,527	12	597,527	円	298.8	896,291
大津市	5,700,000	567,651	227,060		227,060	803,292	227,060	12	227,060	円	114.0	340,591
草津市	9,300,000	926,168	370,467		370,467	1,310,634	370,467	12	370,467	円	184.8	555,700
第2号(6-2)	15,000,000	1,360,800	544,320		544,320	1,907,808	544,320	12	544,320	円	272.2	816,480
野洲市	2,850,000	258,552	103,421		103,421	362,484	103,421	12	103,421	円	52.0	155,131
守山市	12,150,000	1,102,248	440,899		440,899	1,545,324	440,899	12	440,899	円	220.2	661,349
第3号(6-3)	15,000,000	1,360,800	544,320		544,320	1,720,313	544,320	12	544,320	円	272.2	816,480
近江八幡市	2,097,185	190,257	76,103		76,103	240,521	76,103	12	76,103	円	38.0	114,154
竜王町	1,510,309	137,015	54,806		54,806	173,214	54,806	12	54,806	円	27.0	82,209
東近江市	9,485,666	860,540	344,216		344,216	1,087,888	344,216	12	344,216	円	172.0	518,324
日野町	1,906,840	172,988	69,195		69,195	218,690	69,195	12	69,195	円	35.2	103,793
第1号(7-1)	15,000,000	1,844,000	777,600		777,600	2,307,204	777,600	12	777,600	円	388.8	1,166,400
近江八幡市	2,097,185	271,795	108,718		108,718	322,578	108,718	12	108,718	円	54.0	163,077
竜王町	1,510,309	195,736	78,294		78,294	232,306	78,294	12	78,294	円	39.0	117,442
東近江市	9,485,666	1,229,342	491,737		491,737	1,459,024	491,737	12	491,737	円	246.0	737,605
日野町	1,906,840	247,127	98,851		98,851	293,298	98,851	12	98,851	円	49.8	148,276
第2号(7-2)	15,000,000	1,844,000	777,600		777,600	2,307,204	777,600	12	777,600	円	388.8	1,166,400
近江八幡市	2,097,185	271,795	108,718		108,718	322,578	108,718	12	108,718	円	54.0	163,077
竜王町	1,510,309	195,736	78,294		78,294	232,306	78,294	12	78,294	円	39.0	117,442
東近江市	9,485,666	1,229,342	491,737		491,737	1,459,024	491,737	12	491,737	円	246.0	737,605
日野町	1,906,840	247,127	98,851		98,851	293,298	98,851	12	98,851	円	49.8	148,276
第1号(8-1)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第2号(8-2)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第3号(8-3)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第4号(8-4)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第1号(9-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第2号(9-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第3号(9-3)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
計	180,000,000	37,263,419	14,905,367		14,905,367	35,687,111	14,905,367		14,905	千円	7,453	22,358,051

【車両購入金融費用】
○事業者の減価償却方法(元金均等)元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=ニ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) イ	エと2.5%のうち低い方の率(%) フ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2+イ
			(自)	(至)				
1								円
A市								円
B市								円
2								円
A市								円
B市								円
計								千円

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ+7	ケ+サ
	14,905	7,453
大津市	227	114
草津市	370	185
野洲市	103	52
守山市	441	220
近江八幡市	1,524	963
亀王町	1,386	692
東近江市	8,704	4,353
日野町	1,750	874

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合										
		都道府県		市区町村		その他		事業者自己負担		その他		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近江	第1号(8-1)	149,382円	%	円	%	円	%	1,865,744	円	%		%
	大津市	56,743円	%	円	%	円	%	632,527	円	%		%
	草津市	92,617円	%	円	%	円	%	1,033,217	円	%		%
	第2号(8-2)	136,080円	%	円	%	円	%	1,499,527	円	%		%
	野洲市	25,803円	%	円	%	円	%	284,629	円	%		%
	守山市	110,223円	%	円	%	円	%	1,214,898	円	%		%
	第3号(8-3)	136,080円	%	円	%	円	%	1,312,033	円	%		%
	近江八幡市	19,024円	%	円	%	円	%	183,459	円	%		%
	亀王町	13,702円	%	円	%	円	%	132,513	円	%		%
	東近江市	86,054円	%	円	%	円	%	829,824	円	%		%
北東近江	第1号(7-1)	177,289円	%	円	%	円	%	166,181	円	%		%
	日野町	17,289円	%	円	%	円	%	166,181	円	%		%
	第1号(7-1)	194,400円	%	円	%	円	%	1,724,004	円	%		%
	近江八幡市	27,180円	%	円	%	円	%	241,397	円	%		%
	亀王町	19,574円	%	円	%	円	%	173,733	円	%		%
	東近江市	122,924円	%	円	%	円	%	1,080,090	円	%		%
	日野町	24,713円	%	円	%	円	%	218,785	円	%		%
	第2号(7-2)	194,400円	%	円	%	円	%	1,724,004	円	%		%
	近江八幡市	27,180円	%	円	%	円	%	241,397	円	%		%
	亀王町	19,574円	%	円	%	円	%	173,733	円	%		%
東近江市	122,924円	%	円	%	円	%	1,080,090	円	%		%	
日野町	24,713円	%	円	%	円	%	218,785	円	%		%	

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合										
		都道府県		市区町村		その他		事業者自己負担		その他		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北東近江	第1号(8-1)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%		%
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	397,006	円	%		%
	亀王町	32,623円	%	円	%	円	%	297,636	円	%		%
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%		%
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%		%
	第2号(8-2)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%		%
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	397,006	円	%		%
	亀王町	32,623円	%	円	%	円	%	297,636	円	%		%
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%		%
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%		%
北東近江	第3号(8-3)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%		%
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	397,006	円	%		%
	亀王町	32,623円	%	円	%	円	%	297,636	円	%		%
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%		%
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%		%
	第4号(8-4)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%		%
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	397,006	円	%		%
	亀王町	32,623円	%	円	%	円	%	297,636	円	%		%
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%		%
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%		%
合計	2,106,342円	%	円	%	円	%	18,100,697	円	%		%	

(1) 記載要領

2. 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の記車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 3. 車両の種類「の欄は、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 6. 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確定できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 7. 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2%)
 8. 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 9. 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 11. 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(A欄)は計算式により前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:償却率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
2. 標準仕様/ワンステップバスを購入する場合は、認定書の写し
3. 低床型車両のワンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の増設及び設備に関する基準を定める省令第49条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両については、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両については、認定書の写し)
5. 補助対象事業者としての、車両購入後の乗客/乗車人員乗取の状況(乗車台数、平均乗客)
6. 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

令和8年5月 県とりまとめ資料

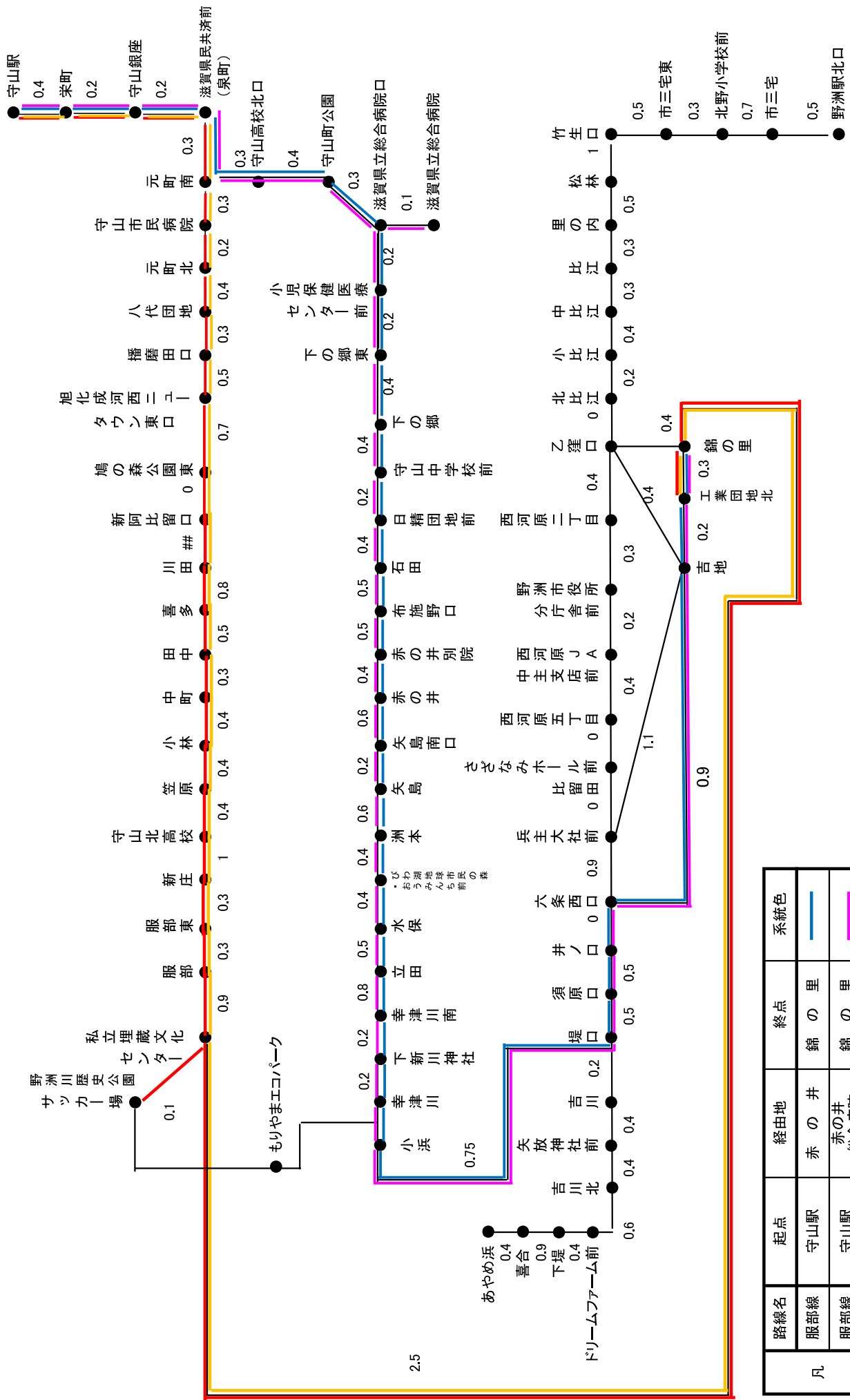
No.	路線	取組項目	継続新規	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度計画期間の取組方針
7	服部線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R2年度～	近江鉄道	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード「ICOCA」を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指します。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R7年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ：79.1% 定期券利用含む：87.3%	引き続き取組を実施
7	服部線	野洲市内学生定期補助金	新規	R8年度～ 実施予定	野洲市	野洲市内学生定期補助金の取組を、本年度新規で実施する。	-	(本年度新規)
7	服部線	高齢者用定期券運賃補助金	新規	R8年度～ 実施予定	野洲市	高齢者用定期券運賃補助金の取組を、本年度新規で実施する。	-	(本年度新規)
7	服部線	守山市民対象の割安定期券等の販売	継続	H29年度～	近江鉄道 江若交通 守山市	<スーパースター割バス定期券> 市内在住の学生を対象に定額(月額7,500円または10,500円)の学生定期券を販売 <高齢者おでかけバス> 高齢者対象に月額2,200円で市内路線バスが乗り放題の乗車券を販売	<R7販売実績> ※市内全線 スーパースター割バス定期券：4,529ヶ月 高齢者おでかけバス：2,140ヶ月	引き続き取組を実施

その他バスネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

令和8年5月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
7	服部線 (守山市)	地域公共交通計画の策定	R5年度～	国・県・市・住民・バス事業者・タクシー事業者	市の地域特性、課題や公共交通を取り巻く環境、住民ニーズ等を踏まえ、将来にわたり誰もが安心して移動できる環境づくりを進めるための計画策定に向け、関係者との協議を実施した。	<p><協議会開催> R5年度：計5回 R6年度：計4回 R7年度：計4回</p>	計画に基づき各施策に取り組み、(自治会で路線バスを利用した研修会や、バス利用に係る学習会を開催した場などの補助など)
7	服部線 (野洲市)	地域公共交通計画の策定	R5年度～	バス協会・事業者・野洲市・県等	R6年6月に野洲市内の公共交通ネットワークの最適化を図るための計画を策定した。	協議会開催：5回 計画案の策定 ※策定後は計画の進捗管理を実施	引き続き進捗管理実施
7	服部線 (野洲市)	利用促進・啓発施策の展開	R5年度～	野洲市	転入者に対し、市内路線バス時刻表のリーフレットまたは長間路線バスのホームページにアクセス可能なQRコードを配布している。	R7年度実績(転入者配布数):1,120件	引き続き取組実施
7	服部線 (野洲市)	利用促進・啓発施策の展開	毎年度	野洲市	バス利用に関する出前講座を実施している。(申込制)	R7年度実績(実施回数):2回 ※R7年度初めて申込みあり	引き続き取組実施

服部線 運行系統図



路線名	起点	経由地	終点	系統色
服部線	守山駅	赤の井	錦の里	■
服部線	守山駅	赤の井 総合病院	錦の里	■
服部線	守山駅	服部	錦の里	■
服部線	守山駅	服部 野洲川歴史公園サッカー場	錦の里	■